

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年5月2日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I : 該当なし

区分 II : 該当なし

区分 III : 該当なし

その他 : 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	屋外雑ドレン系サブドレンポンプ(No.2)の運転中において、ポンプ吐出配管フランジ部から水の噴出し(非放射性)が認められたため、当該フランジ部を修理。	GⅢ	
2	4号機	バッテリー定例点検による各種測定において、直流24Vバッテリー(4A-2 No.10セル)の比重低下が認められたため、当該バッテリーを点検。	GⅢ	
3	1・2号廃棄物処理設備	ボイラー硫酸タンクレベル測定時において、漏えいピットドレン配管(塩化ビニール製)に足をぶつけた際に、ドレン配管の破損(ピットは空の為、漏えいなし)が認められたため、当該箇所を修理。	GⅢ	
4	その他	国・県に提出した資料(東北地方太平洋沖地震震災後の不適合情報)において、GⅢ不適合件数に間違いが認められたため、対応検討。	GⅡ	